

いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会開催要綱

（趣旨）

第1条 いじめ防止条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に当たり、学校関係者、学識経験を有する者等の意見を聴くため、いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 懇話会は、条例についての意見交換等を行う。

（参加者）

第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学校関係者
- (2) いじめの防止等に関し学識経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤通学する18歳以上の者であり、公募に応じた者
- (4) その他教育長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は、10人以内とする。

3 参加期間は、教育長が依頼した日から、令和5年3月31日までとする。

（会議の進行）

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、旭川市教育委員会学校教育部教育指導課において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、学校教育部教育指導課長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。